

労働に関する疑問や労使間のトラブルの解決をお手伝い！

労働相談

あっせん

日常の仕事の中で、次のような労働に関する疑問や労使を巡るトラブルはありませんか？

- ・有給休暇を請求したら『ない』って言われたけど、ホント？
- ・上司から高圧的な態度で強く言われたけど、これってパワハラ？
- ・社員の採用を予定しているけど、注意すべき点は？
- ・社員を解雇したいけど、この理由は解雇権の濫用にならない？

このようなトラブル等の解決をお手伝いし、気持ちよく仕事をしていただくため、島根県では、**労働相談窓口**を常設しているほか、**専門家による相談**を行っています。また、労働者個人と使用者との間に生じた労働条件等に関する紛争（個別労働関係紛争）の「あっせん」を行っています。

いずれも、**無料**で**秘密は厳守**しますので、安心してご利用ください。



労働相談

対象者	県内にお住いの労働者・事業主、県内の事業所に勤務する労働者、県内の事業所の事業主など
相談内容	賃金、退職・退職金、労働時間・休日・休暇、いじめ・嫌がらせ等、労働に関する諸問題
相談方法	電話、面談、Eメール
実施機関	島根県商工労働部雇用政策課 労働相談員が助言や専門機関の紹介等を行います
所在地	松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎2階）
電話番号	0852-22-6557（労働相談専用）
ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/
受付時間	【電話・面談】 原則として毎週月・水・金曜日 8:30~17:15（受付16:45まで）
	【Eメール】 随時受付中。雇用政策課ホームページの専用フォームから送信してください。



専門家による相談・あっせん制度については裏面を

労働委員による相談・あっせん

	労働委員による相談	あっせん
対 象 者	労働者個人や事業主	県内の事業所に雇用され、または雇用されていた労働者個人や、県内の事業所の事業主
紛 争 内 容	解雇、懲戒処分、配転、賃金・賞与、退職金など、労使関係に関するもの (例)・会社から懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。 ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒絶している。 [私的トラブル、訴訟手続が進行中のもの、紛争発生から長期間経過し事実把握が困難なものなど、内容によっては対象とならない場合もあります。]	
種 類	委員相談 申請者本人に対して、労働委員(弁護士、労働組合役員、会社経営者など)が、専門・公正・中立な立場から助言します。	あっせん 紛争の相手方にも出席してもらい、公益・労働者・使用者の三者からなるあっせん員が当事者双方の主張を確かめ、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いによる解決をお手伝いします。
日 時・場 所	日時: 第2・第4木曜日、午後3時～ 場所: 島根県労働委員会室 (松江市殿町8番地 県庁南庁舎1階) [申請者の都合によっては、日時、相談方法等を配慮・調整します。]	あっせんの日時、場所は、当事者双方の都合に配慮して決定します。
受 付 機 関	島根県労働委員会	
所 在 地	松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎1階)	
電 話 番 号	0852-22-5450	
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoiinkai/	

いずれの場合も、まずは労働委員会事務局までご相談ください。

委員相談・あっせんの流れ

